



アクセスマップ

ご利用案内

- ・ サービス提供時間

平日（月～金） 9:30～17:00

- ・ 休日

土曜・日曜・年末年始（12/29～1/3）

- ・ 利用方法

お電話にてお気軽にご相談下さい。

相談支援事業所

支援内容

サービス等利用計画の作成やサービス事業者・市町村等との連絡調整を行います。

また、支給決定されたサービスの利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者との連携をはかります。

お問い合わせ先

電話：0166-73-9018

FAX：0166-51-6871



be next to you...

いつもそばにいて

あなたが抱く

「夢・希望・想い」に寄り添いながら

次の扉を開きたい

 社会福祉法人北海道療育園

相談支援センター

Be-ねくすと

・指定特定相談支援事業

・指定障害児相談支援事業



社会福祉法人 北海道療育園

071-8144 北海道旭川市春光台

4条10丁目

～相談について～

どのような方が対象になりますか？

○障害児、障害者または発達に心配のある児童やご家族で福祉サービス等の利用を希望される方が対象になります。障害者手帳の有無は問いません。

どんな相談ができますか？

○お住まいの市町村にはどんな福祉サービスがあり、どのような利用方法があるかをご説明します。

○在宅の児童の方で、医療面や発達面へのお悩み、生活をおくるうえでの心配ごと等について、どのようなサービスがあるのかご相談をお受けします。

相談に料金はかかりますか？

○相談は無料です。相談支援サービスに係る費用負担はありません。

どこで相談できるのですか？

○ご相談は、事業所に直接お越しただいて行うもののほか、電話、ご自宅等でも相談を行います。日程や相談場所の希望に応じて対応いたします。

～相談支援利用の主な流れ～

① 相談受付

新しく福祉サービスを利用したい場合にご相談をお受けいたします。（書類作成、手続き等のため利用開始まではお時間をいただきます。）

② 契約及びアセスメント

相談支援専門員が自宅等を訪問して、重要事項や契約内容について説明し契約の手続きを行います。そして、ご本人やご家族の希望やこれからの暮らしなどについてお聞きます。

③ サービス等利用計画案の作成

ご本人やご家族からお話をもとに福祉サービス利用のためのサービス等利用計画（案）を作成し、市町村に提出します。

④ 支給決定

市町村がサービス等利用計画（案）にもとづいて、利用できる福祉サービスの内容や支給量について支給決定を行います。

⑤ サービス担当者会議の開催

支給決定内容とサービス等利用計画（案）にもとづいて、サービス提供事業所や支援者が集まりサービス担当者会議を開催します。

⑥ サービス等利用計画の作成

サービス担当者会議での内容を受け、相談支援専門員がサービス等利用計画を作成し市町村に提出します。

⑦ サービスの利用開始

サービス等利用計画の内容に合わせサービス利用を開始します。利用開始後も利用状況について、関係機関との間で情報を共有し対応していきます。

⑧ 計画の見直し（モニタリング）

定期的（モニタリング）、または生活状況等に合わせ適宜計画の見直しを行います。続けて利用する場合は③～⑧を繰り返し、状況や必要性に応じ、サービス内容の変更、終了することができます。